

発行
長野市旭町1098
長野県教職員組合



号外 2017 - 122

2018年 2月 7日

来年度から実施される

小学校「特別の教科 道徳」特集

どう向き合うか 「特別の教科 道徳」

2018年度から小学校で「特別の教科 道徳」が実施されます。それに向けて、各学校では年間指導計画の作成や通知表の内容、授業のあり方が課題となってきました。また、来年度は中学校の教科書採択が行われます。こうしたことをふまえ、県教組として、「特別の教科 道徳」に対して、どう向き合っていけばよいか、教科化の問題点と具体的な実践の方向について提起します。各職場でも積極的に検討を呼びかけます。

👉 なぜ「特別の教科 道徳」が設置されたのか？

国の「教育再生実行会議」第1次提言で「いじめの増加」に対して道徳教育の強化が示されたことに端を発しています。今回の学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」でも教科化の発端は、「いじめ問題への対応」とされています。しかし、いじめ問題は子どもの人間性、道徳性の問題だけではなく、「過度に競争的な教育環境」「子どもの意見の尊重の制限」をはじめ、競争と管理を基調とする教育政策などが背景にあります。これらを放置したまま、教科書を基にする徳目押しつけが危惧される道徳の教科化はいじめ問題の解決にはつながりません。いじめ問題はどこでも起こりうることで、解決のためには子どもたちを主体とする学級づくりや自治的活動を通して、子どもたちの関係性を変え、安心できる対等平等な人間関係を育むことが必要なのではないのでしょうか。

👉 「特別の教科 道徳」どこが問題？

教科化でねらわれているもの

検定教科書を使用して、示された内容項目（徳目）を全て扱うことを求める方針、「社会参画・公共の精神」の新設、「義務」の強調などの中で次のことがねらわれています。

- ①「自己責任」で困難を引き受ける覚悟を持たせること、社会の問題に批判の目が及ばない認識をつくりだすこと。
- ②個人の人権よりも、国家を支えることが国民の責務であるという国民意識を形成すること。

教科化の問題点

- ①道徳教育が国の指定する道徳的価値に沿って行われる仕組みができます。
- ②教科書使用義務が課せられることで、形式的徳目注入道徳、資料読み取り道徳に陥ることが危惧されます。
- ③道徳性を評価することで、子どもたちの内心の自由をおかすことになりかねません。また、子どもたちが評価を意識して、本音を隠し、表面上の「よい子」を演じることが危惧されます。

県内の教科書採択状況

小学校教科書採択状況

光村教育図書	7地区	東京書籍	3地区
学校図書	1地区	学研教育みらい	1地区

特別支援学校小学部教科書採択状況

学研教育みらい	3校	東京書籍	2校
教育出版	2校	学校図書	1校

※比較的良心的な内容の教科書が採択されましたが、右記のように題材によって扱いに留意すべき点が見られます。

※点字版の教科書発行は教育出版1社のみです。

教科書から見えてくる問題点や特徴

- ①題材の冒頭に「きまりを守って」「せいじつに明るい心で」など内容項目が書かれ、最後に誘導的な設問が設定されています。指定された枠の中で思考し、目標とする結論にいつの間にか向かっていく仕組みになっています。これで、「多面的・多角的に考え」「議論する道徳」になるのでしょうか？
- ②「義務」と「権利」を対概念として扱っている教材、「美談」を取り上げて心の押しつけが懸念される教材、「きまり」をよい物として重視する教材など、扱いに留意すべき教材があります。
- ③「世界人権宣言」「子どもの権利条約」「白旗の少女」など、人権や平和教育の教材として活用できる資料もあります。

道徳性の教育をどう進めるか

○具体的な実践の方向

「道徳性」の教育は必要と考えますが、一方で教科書を使用しての「特別の教科 道徳」実施をふまえての実践について以下のように提案します。

- ①「特別の教科 道徳」を教材（資料）の一定の価値を押しつける徳目主義の道徳の時間ではなく、教材から事実を読み解き、真実について対話し、多様な価値に触れて論議するなど、子どもたちの意見を尊重する学習としましょう。
- ②一般教科の学習方法に依拠して、憲法的価値、人間の尊厳としての価値を子ども自身が主体的に獲得していく学びをつくりましょう。例えば総合的な学習や社会科等で社会問題をテーマに調査活動を通しての学習等。
- ③生活の現実の中で起こっている問題や矛盾をとりあげ、学級づくりや自治の指導の中で道徳性を育てましょう。こうした活動は当然、「自主自立、自由と責任」「思いやり、感謝」「相互理解、寛容」「公平・公正、社会正義」「集団生活の充実」等の内容項目を含む学びにつながるものです。
- ④子どもたちの実態を踏まえ、教職員の論議と共同を通して、学校として道徳性の教育をどのように計画するか教育課程の自主編成をしましょう。その際、一律に教科書教材を配置するのではなく、学級の実態に応じて教材選定できるよう教員の裁量権を保障するものとしましょう。

○教科書の扱いと教材（資料）について

教科書に全て依拠するのではなく、今まで培った各学校や教員個人の実践の蓄積を活用しましょう。

- ・内容項目ごとに教科書教材と自主教材とを使い分けて授業をすることができます。教科書使用義務はありますが、学校教育法第34条2項により、教科書以外の教材で有益適切なものはその使用が認められています。
- ・教科書を教えるのではなく、教科書も教材のひとつとして利用しましょう。
- ・徳目注入ではなく、「多面的・多角的」に考え、論議するための教材として教科書の教材を取捨選択して利用しましょう。

○授業展開について

「具体的な実践の方向①」を授業展開にも反映する上で、以下の点を大事にしましょう。

- ・一方的な価値に誘導したり、無理に結論づけたりしないようにしましょう。
- ・子どもたちが事実を読み解き、多様な立場の意見を交流することを大事にしましょう。
- ・教材はあくまで討論の材料であり、結論はオープンエンドであってもよいのではないのでしょうか。
- ・教材文を全て使用するのではなく、葛藤場面までを提示して、論議する扱い方もあります。
- ・内容に対して、子どもたちから多様な意見が出て、選択肢の幅が広がることが重要です。

○評価について

道徳の評価を行うことは、憲法に保障された子どもたちの内心の自由をおかす危険があります。「内心や人格を評価することはできない」ということを立脚点とすべきではないのでしょうか。評価については、以下の点をふまえ、各学校で十分な検討をしましょう。

- ・子ども自身がワークシート等で自分の思考や判断を記したり、振り返ることはあっても、あくまで学習の記録として残すものです。記された内容で内心を評価するものではないと考えます。
- ・通知表の作成については、評価の記入に関わることも含め、各学校で判断する性格のものです。指導要録に評価を記入することとは別であり、学校として十分な検討と合意が必要です。 県教委作成『「特別の教科 道徳」アシスト2』には、『「通知表」については各学校で作成を決める性格のものですが、評価の本来の趣旨から考えると、学習状況や成長の様子を保護者や児童生徒に何らかの形で伝えることが望ましいと考えます。（文科省説明）』とあり、必ずしも通知表に評価を記入して伝えることを示してはいません。
- ・指導要録への評価の記入については18、19年度は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄を分け、評価を記入するとされています。（「移行期間中の学習評価の在り方について」17.8.23県教委）
- ・「学習指導要領解説」では「大きくくりなまとまり」「個人内評価」と示されていることから、内容項目ごとに認識の深まりを評価するものではありません。
- ・例示された評価の観点「多面的・多角的な見方」「自分自身との関わり」について評価する場合は、子どもたちが価値についてどう認識が深まったかではなく、観点に関わって学習中の姿を記すにとどめることが考えられます。例えば「～について考えようとしていた」「～という考えから、～という多面的な見方に気づいた」「～について自分だったらどうするかと考えていた」などが考えられます。